

雲南市公共建築物等木材利用行動計画

第1 計画策定の趣旨

この計画は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき策定した「雲南市木材の利用促進に関する基本方針」を受けて、市が整備する公共建築物等の具体的な目標や推進体制を定め、木材の利用促進に取り組む。

第2 基本的事項

1 対象範囲

- 1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 市が整備する道路、河川、公園、土地改良の公共工事における土木構造物
- 3 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

第3 取り組み目標

1 公共建築物の木造化・木質化及び木質バイオマス化

①木造化の基準及び取り組み目標

《木造化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、平成26年6月4日に木造建築関係基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000㎡を超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、以下に掲げる場合を除き、原則として木造化とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

また、上記基準以外の施設にあっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコスト面で木造化が困難と認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

《取り組み目標》

目標：毎年度の木造化施設率＝100%

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）×100

〔留意事項〕

○「木造化可能施設数」は市が整備する公共の用又は公用に供する建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。

○「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に50%以上木材を使

用し、次の基準を満たす施設とする。

(木材の使用割合条件)

- ・木材使用量の概ね70%以上を国産材とし、うち市産材を含めた県産木材を50%以上使用すること

②内装の木質化の基準及び取り組み目標

《内装の木質化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあっては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁等の内装を可能な限り木質化に努める。

《取り組み目標》

目標：毎年度の木質化施設率＝100%

算定式：木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×100

〔留意事項〕

- 「木質化可能施設数」は市が整備する公共の用又は公用に供する建築物数とする。
- 「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合（木質化率※）が50%以上の施設とし、次の基準を満たす施設とする。

(木材の使用割合条件)

- ・施工面積の概ね70%以上を国産材とし、うち市産材を含めた県産木材を50%以上使用すること

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

③建具等

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあっては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等（窓枠を含む）の建具等は、木材を積極的に活用する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する建具等の利用例)

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓（窓枠を含む）、家具 等
-----	----------------------------

④木質バイオマス化とその活用

市有林等の林地残材にあっては、燃料利用に供するため、可能な限り木質バイオマス化を図るとともに、公共の用又は公用に供する建築物において、市が空調やボイラー設備を新設又は更新する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用するものの導入に努める。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

2 公共土木工事における木材の利用

《木材利用の基準》

市が行う公共土木工事において、次表の木材利用例を基本として、積極的に市産材を含めた県産木材を活用する。

(積極的に活用する公共土木工事における木材利用例)

道路	木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵 等
河川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
公園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業 農村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等

3 木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、市産材を含めた木材を積極的に活用する。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する木製品の利用例)

備 品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、文房具 等

第4 推進体制

1 庁内の推進体制

公共部門の木材利用を推進するため、農林振興部長を会長とし、木材利用関係部局の課長等を構成員とする「雲南市木材利用連絡会議」を設置し、毎年度の木材利用等の実績と当年度の利用計画を把握し、計画の進捗状況を管理、検証しながら、必要に応じて目標等の見直しを行う。

2 木材の利用の推進と安定供給のための連携体制の構築

市産材を含む木材の安定供給と積極的な利用を推進するため、島根県東部農林振興センター、雲南市、林業事業体、木材業界、建築業界等の関係団体の代表者等を構成員とする「雲南市木材利用推進会議」を設置し、ニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報提供、木材の具体的な利用方法の検討などを行う。

3 庁内の木材利用の実行体制づくり

- ・連絡会議で各施設における木材の利用実行計画を決める。
- ・各工事担当課は利用実行計画に基づいて設計を行う。
- ・受注者が設計通りに木材利用を遂行するよう工事管理を行う。

附則

この行動計画は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この行動計画は、令和3年9月1日より施行する。